

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

|  |            | 資料番号 | 22   | 担当課     | 都市計画課      |
|--|------------|------|------|---------|------------|
| 法令名  | 愛媛県屋外広告物条例 | 根拠条項 | 31-1 | 許認可等の内容 | 屋外広告業の登録申請 |
| <p>(根拠条例)<br/>愛媛県屋外広告物条例</p> <p>第5章 屋外広告業<br/>(登録)<br/>第30条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。<br/>2 前項の登録の有効期間は、5年とする。<br/>3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。<br/>4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。<br/>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>(登録の申請)<br/>第31条 前条第1項の登録(同条第3項の更新の登録を含む。以下同じ。)を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。<br/>(1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br/>(2) 愛媛県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地<br/>(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名<br/>(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所<br/>(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称<br/>2 前項の申請書には、登録申請者が第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録の実施)<br/>第32条 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。<br/>(1) 前条第1項各号に掲げる事項<br/>(2) 登録年月日及び登録番号<br/>2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。</p> |            |      |      |         |            |

(登録の拒否)

第33条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
  - (2) 屋外広告業者(第30条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
  - (3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
  - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
  - (6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
  - (7) 第31条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。